

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成25年1月11日

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所長
山下 武 宣

記

1. 協定の目的

江戸川河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙の江戸川河川事務所直轄管理区間

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
ただし、平成25年4月1日に関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に認定がなされない場合、協定は無効となります。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 本社・本店及び支店の所在地が江戸川河川事務所管理区域から概ね30km圏内の次の市区町村内にあること。

茨城県内（土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町）

千葉県内（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町）

埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡川島町、比企郡吉見町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町）

東京都内（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市）

(5) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。

(6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。

ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 協定期間

協定期間：平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

5. 申請書類について

(1) 協定参加申請書【様式-1】

(2) 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)【様式-2-1】

災害時の体制

建設機材

建設機材の保有状況と本公募により、江戸川河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」が締結され、下記(4)②の他機関との災害協定等による出動要請が重なったことを想定し、手配可能な応急復旧機材

を記載する。

なお、上記3(4)に該当する本社・本店、支店及び機材置場の位置を表示した図面を添付すること。また、リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付すること。

(3) 河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)【様式-2-2】

備蓄資材

備蓄資材の保有状況と本公募により、江戸川河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」が締結され、下記(4)②の他機関との災害協定等による出動要請が重なったことを想定し、手配可能な応急復旧資材を記載する。

なお、上記3(4)に該当する本社・本店、支店及び資材置場の位置を表示した図面を添付すること。また、リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付すること。

(4) 河川災害応急復旧業務に関する調査票(3)【様式-2-3】

①人員の体制

下記のどれかの資格の有する技術者の雇用状況を記載すること。

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士
- ・ 1級建設機械施工技師
- ・ 2級建設機械施工技師
- ・ 技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれか)の資格を有する者

②災害時における協定締結状況

通年的に協定又は契約を江戸川河川事務所以外の機関と締結している場合は記載すること。

なお、協定書又は契約書(特記仕様書を含む)の写しを添付すること。

(5) 河川災害応急復旧業務に関する調査票(4)【様式-2-4】

他機関と緊急時の出動要請が重なった場合の人員確保

本公募により、江戸川河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」が締結され、上記(4)②の他機関との災害協定等による出動要請が重なったことを想定し記載すること。

なお、緊急時の出動要請において、正当な理由がなく江戸川河川事務所からの出動要請に応じられない場合には、この協定を見直すこともある。

また、協力会社の作業員等を記載できるものとするが、その場合には協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)も合わせて添付すること。

(6) 河川災害応急復旧業務に関する調査票(5)【様式-2-5】

①工事の実績

平成15年4月1日以降の江戸川河川事務所発注の工事で元請けとしての施工実績を記載すること。

②最寄りの出張所等までの距離

上記3(4)に該当する本社・本店、支店から最寄りの出張所等までの直線距離を記載する。

③災害時の事業継続力認定

関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定」について記載する。

※調査票は平成25年1月1日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 受付期間

平成25年1月11日(金)から平成25年2月8日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分とする。

(2) 受付場所

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省 江戸川河川事務所 管理課

TEL 04-7125-7319

7. 審査基準

審査は、申請条件に欠落がある場合は審査の対象外とし、申請書に基づき下記における評価項目について審査する。

評価項目	評価基準	評価点
災害時の体制		
他機関と緊急時の出動要請が重なった場合のバックホウ(0.45m ³ 以上)、ブルドーザ(3t以上)、ダンプトラック(2t車以上)の確保(リース等含む※1)について	0台	欠格
人員の体制		
技術者の雇用状況について。 なお、技術者の資格は次のどれかの資格を有する者としします。 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士 ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士 ・技術士(建設部門、農業土木、森林土木、総合技術監理部門のいずれか)の資格を有する者	(自社)技術者0人	欠格
他機関と緊急時の出動要請が重なった場合の技術者の確保について(上記資格保有者)	(自社)技術者0人	欠格
他機関と緊急時の出動要請が重なった場合の作業員等の確保について(協力会社含む※2)	作業員等0人	欠格

評価項目	評価基準	評価点
工事の実績		
平成15年4月1日以降の江戸川河川事務所発注の工事元請けとしての施工実績	なし	欠格
平成20年4月1日以降の関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の工事成績の最低点（平成20年4月1日以降完成し引き渡し完了した工事成績評定） ※実績がある場合適用	60点未満	欠格

※1 「リース等」とは、リース及び協力会社をいう。

リースの場合は契約書等をの写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

※2 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式自由・了解印必須）を添付する。

8. 締結通知

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結及び非締結についての通知は、平成25年3月初旬に申請者へ書面をもって通知する。

9. その他

(1) 申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 申請書類について

①配布期間

平成25年1月11日（金）から平成25年2月8日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分とする。

②配布場所

〒278-0005

千葉県野田市宮崎134

国土交通省 江戸川河川事務所 管理課

TEL 04-7125-7319

※申請書類は江戸川河川事務所ホームページからもダウンロードできます。

「<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>」

(3) 提出された申請書類は、当目的以外に使用することはない。

(4) 提出された申請書類は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、9.(2)の申請書配布場所と同じ。

(6) 平成25年4月1日に関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に認定がなされない場合、協定は無効となります。

(7) 管内出張所等の所在地等

①江戸川上流出張所

埼玉県春日部市西金野井 8 8 6

電話；0 4 8 - 7 4 6 - 0 0 6 3

②運河出張所

千葉県流山市西深井 8 3 6

電話；0 4 - 7 1 5 2 - 0 1 0 2

③松戸出張所

千葉県松戸市主水新田 1 0 2

電話；0 4 7 - 3 4 3 - 3 7 2 2

④江戸川河口出張所

東京都江戸川区東篠崎町 2 5 0

電話；0 3 - 3 6 7 9 - 1 4 6 0

⑤中川出張所

埼玉県越谷市越ヶ谷 4 - 2 - 4 1

電話；0 4 8 - 9 6 2 - 2 6 3 4

⑥中川下流出張所

東京都葛飾区高砂 1 - 3 - 1 5

電話；0 3 - 3 6 9 4 - 2 7 5 7

⑦三郷出張所

埼玉県三郷市新和 2 - 4 4 2

電話；0 4 8 - 9 5 2 - 7 0 1 5

⑧首都圏外郭放水路管理支所

埼玉県春日部市上金崎 7 2 0

電話；0 4 8 - 7 4 6 - 7 5 2 4

(8) 本災害協定を締結している者は、江戸川河川事務所が発注する総合評価落札方式で優位に評価されます。(平成24年度時点)

様式-1

協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長
山下武宣様

住 所 〒0000-0000
00県00市00番

代 表 者 00建設株式会社
代表取締役社長

00 00

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」に参加したく申請書を提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 00 00
部 署 : 00本店00部00課
電話番号 (代)00-0000-0000(内0000)

河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

会社名:○○建設(株)

備蓄資材

保有状況と重複時使用可能な応急復旧資材について記載する。

平成25年1月1日現在

番号	資機材名	規格	単位	数量	自社・リース・協力会社別	保有箇所住所	重複時の使用可能数	図面番号

- ※1. 他機関との協定による出勤要請と重なった場合でも確実に確保使用できる場合に、「重複時の使用可能数」に数量を記載して下さい。
- ※2. 江戸川河川事務所管理区域から概ね30km圏内の記載した市区町村内に該当する本社・本店、支店及び資材置場の位置を表示した図面を添付して下さい。
リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付して下さい。

河川災害応急復旧業務に関する調査票(3)

会社名:〇〇建設(株)

① 人員の体制

技術者の雇用人員

	人 数			備 考
	本社・本店	支店	合 計	
一 級 土 木	人	人	人	
二 級 土 木	人	人	人	
一 級 機 械	人	人	人	
二 級 機 械	人	人	人	
技 術 士	人	人	人	
技 術 者 合 計	人	人	人	

② 災害時における協定締結状況

- ・通年的に協定又は契約を他機関と締結している場合に記載する。
- ・協定によっているものは協定に○、契約によるものは契約に○を記入のこと

協定・契約の別	期 間	契約・協定の有無	有 ・ 無	(有りの場合のみ以下を記入)
協定・契約				
協定・契約				
協定・契約				
協定・契約				
協定・契約				

※複数機関と締結している場合は、全て記載して下さい。

※協定書、又は契約書(特記仕様書含む)の写しを提出して下さい。

河川災害応急復旧業務に関する調査票(4)

他機関と緊急時の出動要請が重なった場合の人員確保

番号	職種	登録者氏名	年齢	所属	備考

- ※1. 記載された者が、事情により確保できない場合、同程度の資格を有する者が出動しても可とします。
- 2. 協力会社に所属している作業員等は個人名を不要としますが、協力会社が人員の配置を了解していること及び協力会社名が記載され協力会社の押印がある書面を添付して下さい。(書式自由)

河川災害応急復旧業務に関する調査票(5)

会社名:〇〇建設(株)

① 工事の実績

平成15年4月1日以降、江戸川河川事務所発注における工事元請けとしての施工実績

工事名	工期	施工場所

② 最寄りの出張所等までの直線距離

出張所名	距離(km)	適用

③ 災害時の事業継続力認定(下記に○を記入)

関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定」に

印	項目
	認定された
	認定されていない
	申請している

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案）

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 山下武宣（以下「甲」という。）と、〇〇建設株式会社 代表取締役（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）及び重大な水質事故等における河川応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙の江戸川河川事務所直轄管理区間とその付近とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該被害の応急復旧を実施し、必要に応じて災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の運搬展開補助を実施するものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、本店（作業基地等）を考慮し、甲または担当する出張所長及び支所長（以下「出張所長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第5条 乙または第3条第2項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに出張所長等へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資

機材等を速やかに報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動要請したときは、遅滞なく契約締結するものとする。

2. 乙は契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限及び効力)

第13条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、乙が関東地方整備局長から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要

領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中はこの協定を適用しない。

（協定解除）

第14条 甲は乙に対して本協定を継続するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して本協定の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ本協定を解除することができる。

（訓練等への参加）

第15条 甲は業務遂行上必要と認められる訓練・講習等に関し、乙に参加を要請することができるものとする。

（協議）

第16条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第17条 この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 千葉県野田市宮崎134
国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所長 山下 武 宣

乙 所在地
〇〇建設株式会社
代表取締役

江戸川河川事務所直轄管理区間

水系名	河川名	区 間		河川延長 (km)
		上 流 端	下 流 端	
利根川	江戸川	利根川からの分派点	東京湾	54.6
	旧江戸川	江戸川からの分派点	左岸：江戸川区東篠崎町地先の標杭 右岸：江戸川区東篠崎町276	0.4
	利根運河	利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.8
	坂川	流山市野々下字後田633-6地先の市道橋下流端	左岸：松戸市小金字金の下672-2 右岸：松戸市小金字金切1169-4	4.7
	坂川放水路	坂川からの分派点	江戸川への合流点	1.3
	北千葉導水路	流山市大字駒木	坂川への合流点	2.0
	中川	左岸：北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内上1672-1 右岸：北葛飾郡松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876-1	左岸：葛飾区高砂町3-57 右岸：葛飾区青戸町4-630	20.6
	綾瀬川	左岸：越谷市大字蒲生字山王3794 右岸：草加市金明町1361-3	左岸：足立区神明町15 右岸：足立区内匠本町3670	8.9
	三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1.6
	大場川	左岸：三郷市新和2-383 右岸：三郷市新和1-514-5	左岸：三郷市新和4-167-1 右岸：三郷市新和3-128-1	0.2
	第二大場川	左岸：三郷市新和1-572 右岸：三郷市八町堀字欠井堀83	大場川への合流点	0.5
	大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点	0.2
	綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点	4.0
	首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.0